

認知症ケアの敷居を下げる！

接遇・身体拘束の視点から

鹿児島県 介護老人保健施設 サンセリテのがた

発表者 山口 翔平（作業療法士） 共同発表者 春別府 稔仁（医師）

1. 背景

認知症ケアには様々な手技手法があるが、同じ利用者に同じ方法で認知症ケアを行っても、ケアする者が異なると結果に違いが出る場面を多く経験してきた。加えて認知症ケアの知識や経験が豊富な人でも、実際の場面で上手くいかないことも少なくない。このことから認知症ケアは複合的なケアが求められ、ケアの難易度も高くなっていると考えられる。認知症ケアに取り組みやすい方法や内容が提示できていなければ、ケアする者のみならず認知症者のケアの質の向上に繋がらないと考えられる。

2. 目的

本研究の目的は、接遇や身体拘束に配慮が来ている職員は、認知症ケアの充実度が高い可能性について検証することにある。認知症ケアにおいて、知識や経験が重要であることは多くの先行研究で示されている。しかし、認知症ケアは利用者の情報収集はもちろんのこと、認知症に関する幅広い知識が必要なことや、その知識を実践して経験を積み上げていく必要もあり、介護業務を行う職員に求められるスキルやコンテンツは大きい。接遇や身体拘束という比較的分かりやすく、イメージしやすい言動や行動に焦点を当て、配慮した介護への関わりが、認知症ケアの充実と職員の自己研鑽に繋がり、施設全体の認知症ケアの質が向上すると考えられる。

3. 方法

認知症ケア委員会（以下、認知委員会）と、接遇や身体拘束を統括する身体拘束廃止委員会（以下、拘束委員会）の協力のもと、各委員会に認知症ケアと接遇・身体拘束に関する内容のアンケート調査を行った。期間は令和3年12月1日～令和4年1月31日の2か月間。各委員会の中から、入所部門に携わる委員を各10名ずつ選出（以下、各代表者）。アンケート結果に基づき入所担当職員64名の中から、各代表者が職員観察による主観にて「認知症ケアが実践出来ていると思われる職員（以下、認知選出者）」と、「接遇や身体拘束廃止に向けた対応・取り組みが出来ている職員（以下、拘束選出者）」を各5名ずつ選出してもらい多角的に比較検討を行った。なお各代表者が、自分自身を選出することは禁止した。選出基準は、認知選出者は認知症に関する知識があり、認知症ケアの実践やBPSD時の対応が出来ている職員。拘束選出者は利用者に対する接遇が出来ており、厚生労働省の介護保険施設における「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件を把握出来ている職員を選出することとした。

4. 結果・考察

認知選出者は20名で職員全体の31.3%で、部署別の内訳は一般棟介護5名、認知症棟介護9名、認知症棟看護1名、事務2名、リハビリ職3名であった。拘束選出者は23名で職員全体の35.9%で、部署別の内訳は一般棟介護7名、認知症棟介護7名、認知症棟看護1名、事務4名、リハビリ職4名であった。両選出者において認知症ケアの実践が出来ていると思われる職員と、接遇や身体拘束廃止に向けた対

応・取り組みが出来ている職員との間に強い正の相関関係を認めた ($p = 0.0057$)。認知と拘束の両方に選出された者 (以下、両選出者) は 16 名で職員全体の 25%であった。認知選出者のうち拘束選出者が占める割合は 80%であるのに対して、拘束選出者のうち認知症選出者が占める割合は 69.6%であり、認知症ケアの実践と接遇や身体拘束廃止に向けた対応・取り組みは、それぞれに互いの関連性が高いと判断され、とりわけ接遇や身体拘束廃止の充実にあたっては認知症ケアの実践に視点を向けた取り組みが必要であることが示唆される。

認知選出者を認知症ケアの充実度について一般棟、認知症棟、事務の 3 つに分けて比較すると、認知症棟と一般棟の間と、事務と認知症棟の間で有意な差を認め ($p = 0.04$)、事務と一般棟では有意な差を認めなかった ($p = 0.81$)。拘束選出者も同様に接遇や身体拘束廃止に向けた対応・取り組みが出来ている職員で比較したが、全てにおいて有意な差は認めなかった。以上のことから、認知症ケアの充実には認知症に関する知識や技術、経験の影響が大きいと考えられる。認知症ケアと接遇や身体拘束廃止においては利用者の人権や尊厳、思いやりという意識で共通する部分があるが、本研究で接遇や身体拘束廃止に向けた対応・取り組みが出来ている職員が必ずしも認知症ケアの実践が十分に出来ているとは言えないことが分かった。一方、日頃から認知症ケアを実践している認知症職員は、接遇や身体拘束廃止について、ケアの立場から積極的に取り組んでいることがうかがえた。

5. 結語

認知症ケアは、認知症者やケアする者によって介入方法が無限にあり、知識以上に認知症者に受け入れられることが重要であるが、その難易度の高さから認知症ケアが十分に実践されない事が少なくない。今回、接遇や身体拘束という比較的分かりやすくイメージしやすい言動や行動に焦点を当て、接遇や身体拘束廃止に向けた取り組みを職員に提示することで認知症ケアの実践に繋げられる可能性についての検証を行ったが、結果的には認知症ケアの実践が出来ている職員は、接遇や身体拘束廃止に向けた対応・取り組みが出来ている可能性があるという結果のみとなった。本研究では認知症ケアの実践に向けた具体的な内容に関して把握はできていないが、認知症ケアの実践が接遇や身体拘束廃止に向けた対応・取り組みに関与する可能性が示唆されたことから、認知症ケアの実践が出来る職員を増加させることで、接遇や身体拘束に向けた対応・取り組みの向上が期待できるのではないかと考えた。